

2020年度 英国現代奴隷法に関わる声明

当社は、英国で施行された英国現代奴隷法 2015 パート 6 第 54 条に基づき、2020 年度に関する、当社およびその子会社(以下「当社グループ」)の事業活動および、サプライチェーンにおける奴隷労働と人身取引の防止を目的とした取り組みについての声明を、以下の通り公表いたします。

1. 私たちの事業概要、組織、サプライチェーン

1) 事業概要

自動車部品（四輪車用、二輪車用他の油圧緩衝器を含む）と、油圧機器（産業用、四輪車用、航空機用、特装車両やその他装置製品を含む）を中心とした製造・販売です。

2) 組織

当社グループは、国内外 23 か国において事業を行っております（国内 13 社および海外 32 社を含む）。なお、当社は英国に販売拠点（KYBUK）を設けており、当社製品の販売を行っております。

3) サプライチェーン

当社グループは、国内外の様々なサプライヤーから原材料と部品を調達しております。

2. 当社グループの関連方針

グループ各社の事業とその全てのサプライチェーンでの奴隷労働と人身取引に反対しています。法令遵守をはじめとする包括的な企業倫理の確立などの CSR 活動を推進することにより、その社会的責任を果たすとともに、児童労働、強制労働、紛争鉱物の使用の禁止を目的とした具体的な項目などを「企業行動指針」「調達基本方針」の中で定めています。

これらの方針に関するさらなる情報はこちらをご参照ください。:

(企業行動指針) <https://www.kyb.co.jp/company/csr.html>

(調達基本方針) https://www.kyb.co.jp/company/supply_information.html

3. 2020 年度における当社グループの取り組み

当社は、2017 年度より CSR 本部(現 CSR・安全本部)を設立し、広範囲かつ専門的に CSR を推進していただけるよう活動しております。当社グループにおける人権侵害、強制労働および児童労働を禁止することの他、サプライチェーンに対する社会的責任を自覚し、サプライチェーンにおける強制労働、児童労働に反対することなどを、当社の企業行動指針に明確に規定しております。

1) 啓蒙活動の実施

当社のコンプライアンス強化月間(10月)において、イラストなどを用いて人権尊重を掲げている当該企業行動指針をさらに分かりやすく解説した資料を作成し、国内外の当社グループへ配布し、全従業員へ教育を実施いたしました。

また、2016 年に英国現代奴隷法への対応を開始してから 4 年が経過したことから、改めて

海外を含む当社グループで働く従業員に対し、英国現代奴隷法とは何か、また当社が英国現代奴隷法を遵守するためにどのような活動をしているかについて周知するため、従業員に無料で配布している社内誌に説明の記事を掲載しました。

2) サプライチェーンに対する取り組み

紛争鉱物使用の禁止に関しては、毎年、サプライヤーへ、**Responsible Minerals Initiative** (RMI : 責任ある鉱物調達を促進する団体) が発行する調査票を用いた、コンゴ民主共和国 (DRC) 及び周辺 9 ヶ国の製錬所からの 3 TG (タンタル・タングステン・錫・金) 購入の有無調査協力をお願いを実施しております。

3) 社内通報窓口の設置

不正行為等の未然防止、早期発見及び是正を図るべく、当社グループ全ての役員・従業員は、私たちの構築した社内外通報窓口を利用することができます。また、このうち社内通報窓口を、当社の取引業者 (請負・下請け業者を含む) の従業員等にも、組織的又は個人的な法令違反行為等に関する通報を行えるよう開放しています。

4. 今後の取り組み

当社グループおよびそのサプライヤーに対する人権侵害・奴隷労働の禁止に関する教育啓蒙活動を継続してまいります。全ての人の基本的人権の尊重が事業のために重要な要素の一つであると考え、奴隷労働及び人身取引の防止に努めてまいります。

この声明は、2021年9月7日の当社取締役会において承認されております。

2021年9月8日



代表取締役社長執行役員

大野 雅生